

災害対策基本法に基づき、国道8号新潟県県糸魚川市寺島地先～市振地先間を区間指定し、必要な措置を実施します。

大雪のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を指定しました。

当該区間においては、必要に応じ、車両移動等を実施します。

国道8号	にいがたけんいといがわし てらしま ひめかわおおはしこうさてん 新潟県糸魚川市寺島 姫川大橋交差点 ～ いといがわし いちぶり みち えきいちぶり せき 新潟県糸魚川市市振 道の駅市振の関	1月24日 16時45分
------	--	--------------

【道路状況】

・迂回路はありません。

1月24日 16時30分時点

北陸道(上下) 朝日I.C～柿崎I.C 通行止め

【事務所体制】

・高田河川国道事務所は16時45分に雪害の警戒体制を発令し、交通確保のための対応を行っております。

○災害対策基本法の一部を改正する法律の公布について(平成26年11月21日)

http://www.mlit.go.jp/road/road_fr1_000071.html (国土交通省HPリンク)

【配布先】

上越記者クラブ

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所
道路管理第一課長 春原 慎一 (すのはら しんいち)
新潟県上越市南新町3番56号
電話025-521-4555 FAX025-523-9589

区間指定位置図

